

【参考：経済同友会の役員等候補選考委員会の仕組み、選考の進め方など】

ご参考までに、本会における役員等候補選考の仕組みの詳細は以下のとおりです。今後のスケジュールにつきましては、公表できるものがあれば適時お知らせします。

1. 役員等候補選考委員会

- 委員会は、理事（代表幹事、副代表幹事、事務局長、常務理事）、監査役、幹事、終身幹事の候補者を選考し、正副代表幹事会、幹事会、会員総会に推薦します。
- 委員会は、以下に掲げる 13 名（今回は 12 名）の委員で構成され、委員長は互選により選任されます。また、幹事会で代表幹事候補者が承認された（内定）後は、その候補者も委員に追加されます。
 - ・ 代表幹事（今回欠員）
 - ・ 筆頭副代表幹事
 - ・ 副代表幹事 2 名（指名：改選期となる者を除く）
 - ・ 監査役 1 名（指名）
 - ・ 幹事委員 8 名（幹事から立候補／推薦）
- 幹事委員については、立候補／推薦が 9 名以上となった場合には選挙を実施し、得票上位 8 名を選出します。8 名に満たない場合は、代表幹事が指名します。
- なお、委員の氏名については、すべての役員等の選考が終了するまで、幹事のみで報告され、例年、4 月会員総会の際に公表しています。

2. 代表幹事候補者選考の進め方

- 役員等候補選考委員会が正副代表幹事会、幹事会に代表幹事候補者となるべき者を推薦します。幹事会にて了承された時点で、その者は代表幹事の内定者となります。
- 会員総会にて代表幹事候補者として選任され、その直後に開催する理事会での選任を受けて、代表幹事として正式に就任します。

3. 代表幹事候補者の選任基準（規程上）

- 代表幹事候補者は、原則として、所属法人において現役の企業経営者（取締役、執行役、執行役員等）であり、かつ、本会における副代表幹事又は副代表幹事経験者で幹事就任中である会員から選考し、会員総会後に開催される理事会での選任時 70 歳以下の者となります。
- 代表幹事の再任については、会員総会後に開催される理事会での選任時 71 歳以上の者は推薦しないことになっています。

（補記）役員等候補選考委員会の発足と変遷：一部委員を選挙により選出する開かれた選考

- 現行の役員等候補選考の仕組みは、本会におけるガバナンス改革の一環として整備されたものです。改革以前にも「役員候補選考委員会」は存在していましたが、2003 年度「経済同友会のガバナンスを考える委員会」の提言を受け、幹事会で議論を重ねた上で、より開かれた役員等選考を実現するため、選考委員会の一部委員を選挙により選出する「間接選挙」を導入しました。
- その後、2004 年度通常総会において関連規程が整備され、2004 年度委員会（2005 年度役員選考）から正式に運用が開始されました。
- 以降、委員構成については、ガバナンス強化や、役員構成の変化などを踏まえ、複数回の見直しを経て、現在の形に至っています。

（図表）役員等候補選考委員会における構成員の変遷（丸数字は人数）

改革前	2004 年度～	2010 年度～	2016 年度～	2022 年度～	2024 年度～
前代表幹事を 含む終身幹事 ⑤以内	前代表幹事①	前代表幹事①	前代表幹事①	前代表幹事①	
代表幹事①	代表幹事①	代表幹事①	代表幹事①	代表幹事①	代表幹事①
					筆頭副代表幹事
		副代表幹事②	副代表幹事②	副代表幹事②	副代表幹事②
専務理事①	専務理事①	専務理事①	専務理事①		
			監査役①	監査役①	監査役①
幹事⑦ （実質指名）	幹事⑧ （選挙）	幹事⑧ （選挙）	幹事⑧ （選挙）	幹事⑧ （選挙）	幹事⑧ （選挙）
最大 14 名	11 名	13 名	14 名	13 名	13 名

（注 1）2009 年度の公益社団法人移行に伴い、幹事、終身幹事など役員以外の選考も行うこととし、「役員候補選考委員会」を「役員等候補選考委員会」に改称。

（注 2）2010 年度：公益社団法人移行後、会員の業務執行状況をよく知る立場にある副代表幹事 2 名を委員に追加。

（注 3）2016 年度：より客観的・実質的な選考を行うため、理事の業務執行状況を監査する職責を担う監査役 1 名を委員に追加。

（注 4）2022 年度：専務理事の役職廃止に伴い、専務理事を削除。

（注 5）2024 年度：前代表幹事を削除。筆頭副代表幹事の新設に伴い、筆頭副代表幹事を追加。

以 上